

平成 22 年 10 月 28 日

各府省等

公共サービス改革担当部局 あて

内閣府公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会事務局

平成 22 年度 公共サービス改革法対象事業の選定作業について

各府省等公共サービス改革担当部局におかれては、平成 22 年 9 月 3 日付事務連絡「公共サービス改革への対応について（作業依頼）」、平成 22 年 10 月 21 日付事務連絡「公共調達に関する各府省等との意見交換の実施について」など、内閣府の公共サービス改革の取組につき、平素より多大な御協力をいただき、ありがとうございます。

平成 22 年 9 月 30 日の第 11 回行政刷新会議において、公共サービス改革分科会が設置され、また、内閣府公共サービス改革推進室の平成 22 年度の公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）をいう。以下同じ。）対象事業の選定作業の方針（別添参照。）が平成 22 年 10 月 27 日に開催された第 66 回官民競争入札等監理委員会において了承されたところです。

平成 22 年度の公共サービス改革法対象事業の選定作業は、来年 6 月頃を目途とする次期「公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）」（閣議決定）に向け、年内に各府省等からの対象事業の候補に関するヒアリングを開始し、年明け以降、官民競争入札等監理委員会において審議がなされる予定です。

そのため、各府省等に対して、官民競争入札等監理委員会の審議のための資料を作成（公共サービス改革法第 45 条）し、また、対象公共サービスの選定プロセスに活用するための情報提供（基本方針（平成 22 年 7 月閣議決定）第 2 章第 4 節 2（3））の依頼として、下記のとおりヒアリングと資料要求を行います。各府省等の公共サービス改革担当部局におかれては、本事務連絡を対象となる所管法人にご連絡いただくとともに、11 月以降のヒアリングの日程調整及び資料の提出の協力をお願い致します。

記

1 対象機関、対象事業等

平成 22 年度の選定の重点方針（基本方針（平成 22 年 7 月閣議決定）第 3 章 1.）の以下に掲げる各項目において選定対象として検討を行っている対象機関、対象事

業等の現段階の一覧は別紙のとおり（今後追加・見直しの可能性あり。）

(1) 事業仕分け、行政事業レビューで民間の活用を選択肢として指摘を受けた公共サービス及び同種の公共サービス

(方針) 事業仕分け、行政事業レビューへの対応状況に関する各府省等へのヒアリング等を踏まえて選定を行う予定(官民競争入札の導入も含めて検討の予定。)。

(2) 事業者の選定において透明性、公正性、競争性に問題のある公共サービス

(方針) 1 各府省等へのヒアリング等を踏まえて選定を行う予定(官民競争入札の導入も含めて検討の予定。)。なお、各府省等、独立行政法人、国立大学法人のほか、特殊法人（株式会社を除く）(公共サービス改革法第2条第2項参照。)からもヒアリングを行う予定（現在予定しているのは、日本放送協会、放送大学学園、日本中央競馬会。)。

2 試験

) 選定対象として、各府省等が実施している国家試験のうち、事業費が年間1千万円以上(官が実施する費用含む)で、地方出先機関、本府省等、指定試験機関等が行う試験の中から検討する。

) 別紙記載の国家試験について、試験の実施内容、事業費、委託額、委託先などに係る資料提出を依頼し、提出資料等に基づくヒアリング等を行い、選定する予定。

(国家試験に係る資料提出依頼の対象は別紙、様式は様式1参照。)

3 研修

) 選定対象として各府省等が実施している政府開発援助関係の研修員受入れ研修のうち、事業費が年間1千万円以上(官が実施する費用含む)で、かつ、既に官民競争入札等が導入されているものと類似する実施形態の研修の中から検討する。

) 関係する府省等に対して研修の実施内容、事業費、委託額、委託先などに係る資料提出を依頼し、提出資料等に基づくヒアリング等を行い、選定する予定。

(研修に係る資料提出依頼の対象は別紙、様式は様式2参照。)

4 官民競争入札等の対象となっている事業等

基本方針（平成22年7月閣議決定）別表で掲げられている事業（本事務連絡の1の対象機関、対象事業等の他の項目に該当する事業を除く。）について、各府省等に対して平成24年度以降の方針（契約期間、対象拡大(官民競争入札等の対象としていない事業を対象に加えるなど、契約の包括化を進めること等）対象箇所の拡大（新たな箇所や範囲を

対象とし契約の一括化を進めること等)等)についてヒアリング等を実施の上で、選定する予定。

(官民競争入札等の対象となっている事業等に係る資料提出依頼の対象は別紙、様式は様式 3 参照。)

- (3) 国の行政機関等の関与(国の行政機関による指定、国の行政機関等による補助)を通じて特定の公益団体が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより業務の改善が見込まれるもの

(方針) 1 各府省等へのヒアリング等を踏まえて選定を行う予定(官民競争入札の導入も含めて検討の予定。)

- 2 国民公園(皇居外苑、京都御苑、新宿御苑)の維持管理業務の公共サービス改革法に基づく民間競争入札を官民競争入札等監理委員会の意見を踏まえて検討する。

- 3 関係する府省等に対して特定の公益団体が継続して実施している公共サービスの状況について資料提供を依頼し、提出資料等に基づくヒアリング等を行い、選定する予定。

(各府省等に対する特定の公益団体が継続して実施している公共サービスの状況に係る資料提出依頼の対象は別紙、様式は様式 4 参照。)

- (4) 人事や予算等の面で官民競争入札の実施が比較的容易と考えられる非公務員型独立行政法人等の公共サービス

各府省等は、基本方針(本年 7 月閣議決定)別表「10. 独立行政法人の業務」において、「上記以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。」こととされている。

- (方針) 1 独立行政法人に対して施設管理、官民競争入札等の対象となっている事業等に関する資料提出を依頼し(様式は様式 5-1、5-2 及び 5-3 参照)、提出資料等に基づくヒアリング等を行い選定する予定(官民競争入札の導入も含めて検討の予定。)

「施設管理」、「官民競争入札等の対象となっている事業等」については下記(5)(3を除く)及び上記(2)4 参照。

- 2 他機関において官民競争入札等が行われている事業と同種・同類の事業)選定対象として検討中の事業は別紙参照(但し、事業費が年間 1 千万円以上のものに限る。)

独立行政法人の業務のうち、閣議決定(平成 19 年 8 月 10 日独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針)において官民競争入札等の対象とすることとされた施設の管理・運営、研修、国家試験等、相談、広報・普及、検査検定、徴収等に係る 101 独立行政法人 383 事業をリスト

アップしたもの。このうち、28 法人 63 事業については平成 19 年に官民競争入札等監理委員会施設・研修等分科会でヒアリング済み（26 法人 38 事業を選定）。今回は、前回選定されなかった事業を対象とする予定。

）関係する独立行政法人に対して官民競争入札等の予定に係る事業の実施内容、事業費、委託額、委託先などに係る資料提出を依頼し、提出資料等に基づくヒアリング等を行い、選定する予定。（資料提出依頼の対象は別紙、様式について、様式 5-4 参照。）

3 （独）国立病院機構が物品調達において民間競争入札を実施していることを踏まえ、物品調達に係る資料提出を依頼し、提出資料等に基づくヒアリング等を行い、経費の削減と質の向上が見込まれる場合は選定する予定（参考 1 参照）（様式は様式 5-5 参照。）

(5) 内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成 21 年 12 月 10 日第 55 回監理委員会）に基づいて選定した対象公共サービス についての範囲拡大

施設管理、統計調査、公物管理、財務局の普通財産の管理処分等業務、米の売買管理、防衛装備品の補給・維持、物品調達・管理業務、旅費業務、警察通信関係業務、供託、国立大学法人の事務、地方公共団体の市場化テスト導入を促進するための積極的取組

範囲拡大の検討対象は以下のとおり（官民競争入札の導入も含めて検討の予定。）。

施設管理

(方針) 1 対象を庁舎等の管理・運營業務（警備・設備管理・受付案内・清掃・植物管理、電話交換等を包括）の契約金額の合計が、複数施設を一括して 3 年間で 1 億円以上となるもの（契約が一括化されない場合は、単独施設の包括された契約金額の合計が 3 年間で 1 億円以上となるもの）とする。

各府省等の地方支分部局（原則として関東）内の施設の管理・運營業務の一括・包括化を検討する。ただし、既に関東で包括契約を実施している財務省については、名古屋、大阪圏での拡大を検討する（参考 2 参照。）（各府省等の地方支分部局（原則として関東）内の施設の管理・運營業務の一括・包括化に係る資料要求については、様式 6 参照。）

東京国税局においては、H23 年度より所管する 90 余の施設を都県毎など 5 ブロックに分けて民間競争入札（一括・包括・複数年契約）

2 温室効果ガス排出抑制等のため庁舎等に導入することとされている ESCO 事業 について、複数施設に一括して導入し、設備管理業務（必要に応じ設備更新業務を含む）等と包括契約化することを検討する（参考 3 参照。）（各府省等の ESCO 事業に係る資料要求については、様式 7 参照。）

ESCO 事業とは、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第 5 条第 2 項第 3 号に規定する省エネルギー改修事業

（事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の使用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業）をいう。

- 3 庁舎等の利便施設等のバリューアップ（利便性の向上と増収）を図る民間競争入札の導入を検討する（参考4参照。）（本省及び地方支分部局の本局等の利便施設等に係る資料要求については、様式8参照。）
従来は庁舎等の利便施設等の事業者選定は企画競争により実施されていたものが多いため、公共サービス改革法の対象とすることを検討する。
- 4 以上の方針を踏まえて、各府省等からの提出資料等に基づくヒアリング等を行い、選定する予定。

統計調査

- （方針）
- 1 調査周期が1年以下で、調査実施に要する費用（予算額）が1年間で3千万円以上の統計調査について検討する。
 - 2 選定対象となる業務範囲は、調査票の印刷、配布・回収、集計等の一連の業務を包括化し、契約期間は複数年となるものとする。
 - 3 一者応札、受託者の長期固定化などの問題がみられる契約については、民間競争入札の対象とすることにより、実質的な競争性の確保が見込まれるものを選定することとする。
 - 4 以上の方針を踏まえ、郵送調査のうち世帯を対象とした統計調査及び調査員調査により実施する統計調査を対象として、調査対象や調査客数、民間委託の状況等について実施府省等に資料提出を依頼し、郵送調査で事業所を対象とする統計調査も含め、提出資料等に基づくヒアリング等を行い選定する予定
（統計調査に係る資料提出様式について様式9参照。）

公物管理

- （方針）
- 1 各府省等へのヒアリング等を踏まえて選定を行う予定。
 - 2 公共事業を実施している省庁について、発注者支援業務等を公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象とする検討を行う（資料提出依頼の対象は別紙、様式については様式10参照。）
 - 3 国民公園については、前記(3)参照。

防衛装備品の補給・維持

- （方針）
- 1 防衛省で実施中の、稼働率等の達成目標を設定し包括的にアウトソーシングする契約手法であるPBL（Performance Based Logistics）の適用に最適な防衛装備品の検討等に関する調査研究等を踏まえ、防衛装

備品の補給・維持等に関する業務を公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象とする検討を行う。

- 2 航空自衛隊の事務用品調達業務について、平成 23 年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札により事業実施予定であることを踏まえ、陸上自衛隊及び海上自衛隊の事務用品調達業務についても公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象とする検討を行う。

物品調達・管理業務、旅費業務

- (方針) 各府省等へのヒアリングを通じて、公共サービス改革法の入札対象として共同調達が行われた事例（航空自衛隊の事務用品調達業務、国立病院機構の物品調達業務）を踏まえて共同調達化することにより、経費の削減と質の向上が見込まれる事業が明らかとなる場合は、選定する予定。

警察通信関係業務

- (方針) 各府省等の情報システムを公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象事業とする検討を行う。検討対象は次のとおりとする。

- 1 各省が実施している O A 用情報システム（主として文書作成、電子メール、ブラウザによる情報閲覧等に使用されているもの）の管理業務のうち、委託額が 3 年間で 1 億円程度以上で、かつ、既に官民競争入札等が導入されている駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務 と類似する実施形態の管理業務。

民間競争入札実施要項の URL : <http://www5.cao.go.jp/koukyo/jigyoku/jyoho.pdf>

- 2 1 に該当しないものであって、定期的（例えば 10 年～ 5 年ごと）に更新整備が行われ、毎年度継続して維持管理業務が発生している情報システムの管理業務のうち、委託額が 3 年間で 1 億円程度以上の事業（既に官民競争入札等の導入が決定されている事例として、「広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務」（警察庁）参照。）

基本方針（本年 7 月閣議決定）別表（38 頁）: <http://www5.cao.go.jp/koukyo/kihon/pdf/100706kihon.pdf>

- 3 以上の各事業について、各府省等に対して業務の実施内容、委託額、委託先、落札率、応札者数などに係る資料提出を依頼し、提出資料等に基づくヒアリング等を行い、選定する予定。

（各府省等の情報システムに係る資料提出様式については様式 11 参照。）

国立大学法人の事務

- (方針) 1 エレベーターの維持管理を随意契約で行っている事例が多い等官民競争入札等監理委員会国立大学法人分科会で今春審議された事項についての改善方策のベスト・プラクティス等について、国立大学法人が活用可能となるよう環境整備を図る。

- 2 事務消耗品、実験用試薬、医薬品、医薬消耗品等の調達の状況及び複

写機のリース及び保守点検業務契約の状況等について実態把握を行い、官民競争入札等監理委員会国立大学法人分科会での審議を踏まえた改善方策を検討する。

- (6) 第2章第4節4.に掲げた関係組織 において問題等を指摘された公共サービス
衆議院決算行政監視委員会、 参議院決算委員会・行政監視委員会、 会計検査院、
内閣官房行政改革推進室・行政改革推進本部事務局、 内閣府民間資金等活用事業推
進室（PFI）、 公正取引委員会、 総務省（政策評価、行政評価・監視、行政管理）、
財務省主計局（予算執行調査）

(方針) 関係組織の指摘への対応状況を踏まえて選定を行う予定(官民競争入札の導入も含めて検討の予定。)

2 今後の公共サービス改革法の対象事業の選定作業の日程について

(1) 資料提出依頼

平成22年11月19日（金）17：00までに、各様式にて提出願います。

(2) ヒアリング

各府省等の公共サービス改革担当部局と調整の上、上記1(1)から(6)の項目の各機関、各事業ごとにヒアリングを本年11月中旬から12月にかけて実施する予定です。なお、当該ヒアリングの結果等について政務の判断の下、官民競争入札等監理委員会を開催し、さらに、平成23年3月以降、第2次のヒアリングを実施する見込みです。